

福井県理容美容専門学校学則の細則

(目的)

第1条 この細則は、学則の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(休業日)

第2条 休業日は、毎年カリキュラム編成時に学校長が定める。

(授業時間)

第3条 授業時間は、次のとおりとする。

登校日は、原則として毎週月曜日から金曜日までとする。ただし、検定試験や競技会など学校が必要と認めたときは、その限りではない。

授業時間

始業	9:00
朝礼	9:00～9:10
1限目	9:10～10:00
2限目	10:10～11:00
3限目	11:10～12:00
昼食	12:00～12:40
4限目	12:40～13:30
5限目	13:40～14:30
6限目	14:40～15:30
清掃	15:30～15:45
終礼	15:45～15:55
終業	16:50

(研修)

第4条 国内研修は、授業として行うものなので、全員参加する。

2 研修費用は、入学時に70,000円を納入する。

(身分証明書)

第5条 身分証明書は、入学時に交付する。

2 身分証明書の氏名・住所の変更があったときは、速やかに訂正を受ける。

3 身分証明書を紛失したときは、直ちに届け出て交付を受ける。

4 身分証明書は、卒業又は退学・除籍の場合には直ちに返還する。

(住所・氏名・連絡先の届け出)

第6条 学生は、入学時に個人調査書を提出する。

2 連絡先は、9時～17時の間学校から保護者に連絡の取れるところとする。

(変更の届け出)

第7条 住所又は氏名を変更したときは、速やかに所定の変更届を提出する。

(欠席)

第8条 学生は、病気その他の理由により欠席する場合、速やかに所定の欠席届を提出する。

2 学生が1週間以上欠席する場合は、医師の診断書等その理由を証する書面を提出する。

(遅刻・早退及び欠課)

第9条 遅刻・早退及び欠課(外出・保健室)する者は、遅刻・早退及び欠課(外出・保健室)簿に記入し、検印を受ける。

2 授業中に入室する場合は、学校が発行する入室許可証を担当教員に提出し入室する。

3 遅刻・早退及び欠課については、規定時間を1分でも欠いたものを言う。

(忌引き)

第10条 忌引きの日数は、次のとおりとする。

2 父母・・・ 1週間

3 兄弟姉妹・祖父母・・・ 3日間

(出席停止)

第11条 学校長は、感染症の予防上必要があるときは、学校保健安全法第19条の規定により、学生の出席を停止することができる。

(特別欠席)

第12条 欠席日数から除外される特別欠席は、次の各号のいずれかに該当する場合で、学校長の承認を受けた者に限る。

1 出席停止をさせる場合

2 忌引きの場合

3 非常災害、交通機関の途絶その他不可抗力による場合

4 その他学校長が、特別の事情があると認めた場合

(補講)

第13条 各授業科目の欠席時間数が20%を超えた者は、その授業科目の補講を受け時間数を補わなければならない。

2 補講を受講しようとする者は、所定の期日までに所定の補講願に補講料(1時間当たり1,000円)を添えて提出しなければならない。

3 受講を許可された者は、指定された日に行われる授業科目のみ認めるものとする。

(試験)

第14条 試験は、学年末試験と随時行う試験とする

2 問題用紙による筆記試験の他、実技による試験やレポート提出、又は平常の学業成績を以て試験に代えることがある。

(成績評価)

第15条 成績は、試験の結果と平常の学習状態を総合して決定する。

2 成績の評価基準は次のとおりとする。

100～50点	合格
49～ 0点	不合格

合格の評価

80～100点	A
60～79点	B
50～59点	C+

(追試験)

第16条 追試験は、病気・忌引き・交通機関の事故など、やむを得ない事情により学年末試験などを受験できなかった者が、後日行われる1回限りの追試験を受けることができる。

2 受験しようとする者は、所定の期間内に速やかに所定の追試験願を提出し、その理由が妥当と認められる場合に限り受験できる。

(再試験)

第17条 再試験とは、学年末試験を受験し、不合格の認定を受けた者が、1回限り所定の再試験願に受験料(1教科当たり1,000円)を添えて提出し受験することができる。

2 再試験で不合格の認定を受けた授業科目については、同一の科目を再び履修しなければ合格の認定を受けることができない。

(追試験・再試験評価)

第18条 追試験・再試験の評価は、通常の試験と同一の基準により採点した評価の10点減の評価とする。

(検定試験)

第19条 希望者は、次の検定試験を受けることができる

ネイリスト技能検定試験	3級 6,800 円	
メイクアップ技術検定試験	3級 8,580 円	2級 8,580 円
パーソナルカラー検定試験	3級 7,700 円	2級 11,000 円
山野着付け(奥伝のみ)	257,250 円	

以上の検定試験を受けようとする者は、検定料を添えて、期日までに申し込む。

一旦納入した検定料は、原則として返却しない。

(進級又は卒業の認定)

第20条 進級又は卒業は、各認定会によって審議され、次の各号の一つに該当する場合留年とする。

- 1 当該年度における履修科目のうち、成績評価に不合格科目がある者
- 2 当該年度における各授業科目の出席時間が、80%に満たない者
- 3 但し、各授業科目の出席時間が80%に満たない者であっても、補講により欠席を補うことができる。

(進級・卒業時の精算)

第21条 購買代金は1年終了時に精算し、残金が生じた場合は2年次に繰り越す。

- 2 2年次の購買代金の精算は、卒業時に残金を届け出た口座に振り込む。

(卒業延期)

第22条 卒業の認定を行う場合、留年以外に卒業延期の措置をとることもある。

(証明書の交付)

第23条 次の各号のいずれかの証明書を必要とする者は、申込書に所要事項を記入し提出する。

- 1 在学（在籍）証明書（200円）
- 2 卒業見込み証明書（200円）
- 3 卒業証明書（200円）
- 4 成績証明書（200円）
- 5 身分証明書再発行料（100円）
- 6 学生割引証明書交付願（50円）
- 7 通学証明（学割）申込書（50円）

(退学)

第24条 退学しようとする者は、所定の退学願を提出し、学校長の許可を得なければならない。

(除籍)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、協議の議を経て学校長が除籍することができる。

1. 授業料その他の納付金の滞納者に、直ちに学校より連絡をしても、その後3ヶ月間未納の者
2. 在学年数の3年を超えて、なお卒業できない者
3. 休学期間を超えて、なお復学しない者
4. 休学期間満了日までに、所定の手続きを取らなかった者
5. 死亡した者
6. 素行が常でない者

(休学)

第26条 学則第14条により休学しようとする者は、所定の休学願を学校長に提出しなければならない。

- 2 学校長は、協議の議を経て適当であると認められる者に対して休学を許可する。

(復学)

第27条 学則第14条により復学しようとする者は、所定の復学願を学校長に提出しなければならない。

2 学校長は、協議の議を経て適当であると認められる者に対して復学を許可する。

(転学)

第28条 本校に転入学を志望する者は、欠員のある場合に限り、選考の上相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者は、既に履修した授業科目、単位数並びに在学すべき年数については、協議の議を経て学校長が決定する。

3 本校の学生が、他の理美容専門学校に転学を志願する場合は、所定の転学願を提出し、協議を経て学校長がこれを許可することがある。

(健康診断)

第29条 学生は学則第23条に基づき、1年次に健康診断を必ず受診する。

2 やむを得ない理由により受診できない者は、指定された医療機関で後日受診しなければならない。

(図書)

第30条 図書室の利用時間は、木曜の放課後（15:50～16:30）とする。

2 室外の貸し出しは、一回に10冊までとし、貸出期間は2週間以内とする。

3 同一の図書を引き続き借覧したいときは、一回まで更新を認める。

4 図書の利用にあたっては、良識ある行動を取るものとする。

5 学生が卒業・退学・休学・除籍するときは、貸し出し図書をあらかじめ返却しなければならない。

6 著作権法の規定に触れるものは、複写できない。

7 借り出した図書は、他人に転借してはならない。

8 購入希望図書がある場合は、書名・著者名・出版社名などの必要事項を記入し申し出る。

(駐車場利用)

第31条 学生が駐車場を利用する場合は、無料とする。

2 駐車場の利用時間は、8:00～17:00までとする。

3 自動車や単車により通学しようとする者は、所定の通学許可願を提出し、学校の許可を受けなければならない。

(施設管理)

第31条 学外者の施設内立入は、原則として禁止する。

2 学生による普通教室・特別教室等の時間外使用については、事前に願い出て許可を受けなければならない。

3 原則として使用時間は午後5時までとするが、特別な事情があると認められた場合は、その限りではない。

4 使用を受けた者は、その使用についての責任を負うものとする。また教員の直接の監督下にある

場合も同様とする。

(弁償)

第32条 本校の備品、器具などについて、紛失破損した場合は原則として弁償の責任を負うものとする。

(拾得物、遺失物)

第33条 校内で拾得物、遺失物があった時は、直ちに教員に届け出る。

- 2 貴重品は、盗難事故のないよう担任に預け、事故防止に努める。
- 3 万一貴重品を預けず盗難にあった場合は、自己責任とする。

(奨学金)

第34条 経済的理由で修学困難な学生に対しては、学費の負担を軽減し学業の継続を支援するため、日本学生支援機構が運営する奨学金制度が利用できるが、人数には制限がある。

2 学校特別奨学金制度については、次の各号に掲げる者に対して月額10,000円を上限として免除する。

- ① 公共交通機関により通学する者。
 - ② 遠隔地から入学し、下宿・アパートから通学する者。
 - ③ 校長が特に必要と認めた者。
- 3 免除の申請については、所定の様式に必要事項を記入し、それぞれの領収書を添付すること。

(補助授業)

第35条 国家試験の補助授業を希望する者は、下記の参加料を添えて申込をする。

①授業に参加する場合

本校卒業生	・	・	・	・	期間中すべて	・	・	・	30,000円
					1時間	・	・	・	500円 (1日4時間2,000円)
本校卒業生以外	・	・	・	・	期間中すべて	・	・	・	50,000円
					1時間	・	・	・	750円 (1日4時間3,000円)

②夏・冬に学校に来て実技試験の練習をする場合の教室使用料

1日	2,000円	半日	1,000円
----	--------	----	--------

- ③放課後の練習は、卒業生のみで無料とする。
- ④学科のプリント代は、コピー代を徴収する。

附則

- この細則は、平成24年4月1日より施行する。
この細則は、令和5年4月1日より施行する。